

大阪 (南部) 地域事業主・運行管理者事故防止セミナー

転ばぬ先の事故対策と交通事故示談のかしこいやり方

坂和総合法律事務所 弁護士 坂 和 章 平

第1 自己紹介 **資料1**

昭和24年1月26日 愛媛県松山市生まれ
 昭和46年3月 大阪大学法学部を卒業
 昭和47年4月 26期司法修習生
 昭和49年4月 大阪弁護士会弁護士登録
 昭和54年7月 坂和章平法律事務所 (現・坂和総合法律事務所) を開設
 一般民事事件多数。都市計画、まちづくり関係事件多数
 共済・損保の交通事故の事件を多数処理
 平成3年以降 大阪大学、愛媛大学、関西学院大学大学院司法研究科
 (法科大学院) などの大学、各種団体等で都市問題について
 講義講演など多数
 平成13 (2001) 年10月 事務所のホームページを開設し、映画評論も公開
 平成17年10月 『いまさら人に聞けない「交通事故示談」かしこいやり方』を出版
 平成14年6月 映画評論本『SHOW-HEYシネマールI~二足のわらじをはきたくて~』を出版
 シネマールI 2まで出版 (13、14を製作中)。
 近時は映画評論家としての講演もあり
 平成19年4月 『SHOW-HEYシネサークル』発足
 平成19年7月現在 弁護士業と映画評論家業の二足のわらじを履いて奮闘中



第2 くるま社会と交通事故 (H18年版交通安全白書より)

交通安全白書は次のホームページから見ることができます。

1 運転免許保有者数

<http://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/index-t.html>

H17.12 月末現在の運転免許保有者数は、前年比約55万人 (0.7%) 増加して約7,880万人 (男性57.3%、女性42.7%)

65歳以上の高齢者が約49万人 (5.3%) 増加

2 H17年中の交通事故の状況

(1) 発生件数等

人身事故発生件数は93万3,828件
 死者数は6,871人
 負傷者数は115万6,633人 } 合計116万3,504人

前年比 発生件数は1万8,363件 (1.9%) 減

死者数は487人 (6.6%) 減

負傷者数は2万6,974人 (2.3%) 減 } 合計2万6,974人 (2.3%) 減

交通事故による死者数は昭和31年 (6,751人) 以来49年ぶりに7千人を下回った。

発生件数、負傷者数は過去最悪を記録したH16を下回ったが、発生件数は6年連続で90万件を超え、負傷者数は7年連続で100万人を超え、依然憂慮すべき情勢。

c f)
 H19年版交通安全白書 (H19.6.12の閣議決定) によれば、H18の
 事故発生件数88万6864件
 (前年比△4万6964件)
 交通事故死者は6,352人
 (前年比△519人 6年連続減少)

(2) 死者数減少の要因

- ①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急体制等の整備等、⑦交通安全基本計画に基づく諸対策
- 定量的に示せる要因としては、①シートベルト着用者率の向上、②事故直前の車両速度の低下、③飲酒運転の厳罰化等悪質・危険運転者対策の効果等

(3) 自動車運転中の携帯電話使用及びカーナビゲーション装置等の画像の注視による交通事故発生状況

自動車運転中の携帯電話使用による交通事故発生件数は946件 (前年より922件減)
 (H11.11.1の改正道路交通法 (運転中の携帯電話の使用を禁止。交通の危機を生じさせた場合3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金) 施行前後1年間で比較すると、対前年比で52%減。
 H11.11.1 施行の改正道路交通法により携帯電話等の走行中の使用はH12は大幅減、H13は増加、H14以降は減少傾向となった。自動車等運転中のカーナビ装置等の画像の注視による交通事故発生件数は812件 (前年より441件減)

(4) 交通事故災害の防止等

全産業で発生した労働災害のうち交通事故による死亡者は、全体の死亡者数の28.5%を占め、特に陸上貨物運送事業では交通事故による死亡者が65.8%を占めた。

→交通労働災害防止のためのガイドライン (平6労働省通達) の事業場への周知徹底
 交通労働災害防止担当管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の推進

H16.11.1の改正で罰則新設運転中、携帯電話を使用した場合、5万円以下の罰金

第3 近時のキーワードは厳罰化

1 交通安全白書より

- (1) 平成17年車両等の道路交通法違反（罰則付違反）の取締件数は約894万件
平成16年11月1日から罰則の対象となった運転中の携帯電話使用等違反（保持）は52万2,238件
- (2) 平成18年度交通安全白書 業務上（重）過失致死傷事件の自由刑・罰金刑科刑状況 第1-21表より

| 年 | 通常第一審における自由刑・罰金刑 | | | | | | 略式手続による罰金刑 |
|-------|------------------|-------|-------|------------|-----|------------|------------|
| | 自由刑 | | | うち 執行猶予 | 罰金刑 | うち 執行猶予 | |
| | 懲役刑 | 禁錮刑 | 計 | | | | |
| 平成12年 | 3,021 | 2,971 | 5,992 | 5,091 | 158 | 1 | 86,612 |
| 13 | 3,484 | 3,110 | 6,594 | 5,472 | 155 | 1 | 92,745 |
| 14 | 4,170 | 3,542 | 7,712 | 6,517 | 200 | 2 | 92,802 |
| 15 | 4,466 | 4,029 | 8,497 | 7,353 | 226 | 1 | 91,695 |
| 16 | 4,466 | 4,226 | 8,694 | 7,602 | 240 | 0 | 88,457 |

注 1 最高裁判所資料による。
2 通常第一審とは、通常の公判手続による事案をいう。

2 法治主義の多様化・複雑化—相次ぐ法律改正

- (1) 民法、民事訴訟法、民事執行法、倒産法、商法、会社法、労働法等の改正
(2) 刑法、刑事訴訟法、少年法等の改正
(3) 私のライフワークである都市法の複雑性・難解性
(4) 近時の建築基準法の大改正—『建築基準法の読み解き方—実践的弁護士の視点から』（民事法研究会、07年7月出版）参照
(5) 厳罰化のながれをこの大きな流れの中でどう位置づけるか？

3 厳罰化のながれ

- (1) 平成13（2001）年2月22日 大阪地裁が交通死亡事故事件（H12.4.5 時速100キロ（制限速度20キロオーバー）で走行中の大型トラックが軽ライトバンに追突しライトバンの親子が死亡）で検察側求刑（禁錮1年6月）を上回る懲役1年10月の判決言渡 ⇒検察求刑運用見直しへ
- (2) 平成13年7月19日 大阪高裁が懲役刑の選択は相当ではないとして2/22の判決破棄（禁錮1年6月）言渡
平成13年7月 警察庁の「運転免許制度に関する懇談会」は初めて免許の取り消し処分を受けた場合、再取得が可能になるまでの欠格期間の延長（3年→5年）、酒気帯び運転での事故は免許取り消しにすることなどを柱にした提言
平成13年11月28日 改正刑法成立（危険運転致死傷罪新設 罰則強化）
平成13年12月20日 警視庁は道路交通法施行令改正試案公表（酒気帯び処分強化）
- (3) 平成13（2001）年12月25日 危険運転致死傷罪（刑法208条の2）施行・・・資料2

- ① a アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で
b 進行を制御することが困難な高速度で、またはその進行を制御する技能を有しないで
c 人または車の進行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人または車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で
d 赤色信号またはこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で
- ② 四輪以上の自動車を走行させ、よって、
③ 人を負傷させた者は15年以下の懲役（H16.12.末までは10年 注1）
人を死亡させた者は1年以上の有期懲役（＝20年以下）
（最大20年 H16.12.末までは15年 注1）に処する。

c f)

刑法211条1項

（業務上過失致死傷等）

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も同様とする。

- (4) 平成14年1月9日 H13.12.26 発生の三重県鈴鹿市での死亡事故（猛スピードで車数台を追い越し、信号無視でワゴン車につっこみ1人死亡、2人重傷）に初の危険運転致死傷罪適用し加害者逮捕

- (5) 平成14年6月1日 改正道路交通法施行（飲酒運転の罰金アップ）・・・資料3

酒気帯び運転 5万以下→30万以下

飲酒運転 10万以下→50万以下

酒気帯びの取締基準 呼気10中、0.25mm/グラ→0.15mm/グラ

- (6) 平成15年7月 高速道路の大型トラック事故多発（運転手の過労運転）・・・資料4

（H15年9月以降発売の大型トラックの新車に北斗リミッター（90キロ以上は出ない）取付を義務づけ。それ以前の大型トラックはH17.8/末までに取付ないと車検の更新不可）

(7) 平成15年10月6日 千葉地裁松戸支部はH14.12月、千葉県松戸市での飲酒運転による5人死亡事故(危険運転致死傷罪)に最高刑の懲役15年言渡・・・資料5

(8) 平成16年6月3日 改正道路交通法が成立

(H16.11.1 施行) ①運転中の携帯電話使用

交通の危機を生じさせた場合、3ヵ月以下の懲役または罰金5万円以下

→これに加え、運転中に携帯電話を使用した場合罰金5万円以下を新設

②飲酒運転検知拒否 罰金5万円以下→罰金30万円以下

③集団暴走行為自体が禁止 2年以下の懲役または50万円以下の罰金

④取締制度など

(H18.6.1 施行) ①違法駐車対策(放置車両に係る使用者責任の拡充・民間委託)

(H19.6.2 施行) ①中型自動車・中型免許の新設

(9) 平成18年12月 道路交通法改正案(飲酒運転厳罰化 同乗者・提供者も懲役刑)

(10) 平成19年1月 大型トラックの助手席の死角集中摘発(TV 遮光カーテン)

(11) 平成19年5月 刑法の一部改正(6月12日施行)

☆自動車運転過失致死傷罪の新設・・・資料6

刑法211条2項

「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる」

最高懲役5年→7年(逮捕監禁罪や未成年者略取誘拐罪などと同じ)

危険運転致死傷罪(20年)→故意に危険な運転をした者

自動車運転過失致死傷罪(7年)→脇見、速度超過などでも該当しうる

☆危険運転致死傷罪の改正

4輪以上の自動車→自動車(自動二輪、原付も含まれる)

c f)

刑法211条1項

(業務上過失致死傷等)

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も同様とする。

(12) 平成19年6月12日 羽曳野市でオートバイと衝突事故を起こしそのまま逃げた男に対して自動車運転過失致死傷罪施行初日に適用

平成19年6月12日 H18.8.25 福岡3児死亡事故(家族5人が乗った車が飲酒運転の車に追突され海に転落、幼児3人が水死)初公判(ひき逃げは認めたが、飲酒の影響(危険運転)は否定)

平成19年6月12日 酒気帯び運転で事故を起こしたとして道路交通法違反と業務上過失致死傷罪に問われた男に対し、検察側が推計算したアルコール濃度は信用性に疑問があるとして酒気帯びについて無罪判決言渡(大阪地裁)

(13)平成19年6月14日 改正道路交通法が成立(9月までに施行)・・・資料7

☆酒気帯び・酒酔い運転とひき逃げの罰則→上限を現行の約2倍

☆運転者と一緒に酒を飲んだ同乗者や運転者に酒や車を提供した人への罰則規定新設

(14)平成20年中 被害者参加制度実施予定・・・資料8

殺人や傷害などの犯罪被害にあった人や遺族が刑事裁判に「当事者」に近い形で参加

第4 保険(自賠責保険・任意保険)の役割(『いまさら人に聞けない「交通事故示談」かしこいやり方』参照)

1 交通事故処理の特徴

だれもが交通事故の加害者にも、被害者にもなりうる(代替性)、くるま社会の中で保険(自賠責保険・任意保険)の担う役割は重要→しかし任意保険の内容は複雑で一般人には理解しにくい。

2 保険のむずかしさ

(1) 自賠責保険と任意保険

- ・任意保険は自賠責保険の上乗せ保険
- ・過失の判断の違い
- ・消滅時効の期間の違い
- ・慰謝料等基準の違い(自賠責保険<任意保険<裁判所)

(2) 任意保険の種類が多様さ



| 保険名 | カバーされる損害 |
|---------|---------------|
| ①対人賠償保険 | 他人の人身損害の賠償 |
| ②対物賠償保険 | 他人の財物の物的損害の賠償 |

| | |
|-----------|---|
| ③車両保険 | 自分の車の損害を補填 |
| ④搭乗者傷害保険 | 保険契約をした車に搭乗中の人(運転手含む)の人身損害の賠償 |
| ⑤自損事故保険 | 被保険者の単独事故の場合の人身損害を補填 |
| ⑥無保険車傷害保険 | 契約車に乗っている人が、①任意保険無加入、②加入していても保険金がおりにない、③保険限度額が損害額を下回る、④ひき逃げなど加害者がわからない、車との事故により人身損害が生じた場合の損害を補填 |
| ⑦人身傷害補償保険 | 契約者とその家族が契約車もしくは他の車に搭乗中、または歩行中に事故に遭い、人身被害が発生したときは過失の大小に関係なく、保険金額を限度に100%損害を填補 |

(3) 1996年保険の自由化

- ①保険会社の統廃合、外資系保険会社の進出、②新商品の販売、③保険料率の自由化一日本の護送船団方式の問題点が露呈、④保険金不払い問題噴出

(4) 保険会社担当者の能力

- ①一般的な教育レベルの低下、とりわけ国語力の低下
②コミュニケーション能力、交渉能力の低下
③画一的処理、本部稟議の弊害

第5 示談交渉の大変さ

1 その1 加害者として

示談代行付の任意保険 ⇒ 保険会社へ事故報告 ⇒ 被害者との示談交渉委任 (安心?)

- 例) 被害者の主張 { 過大請求
加害者の対応のしかたの悪さ・道義的な要求
(加害者・保険会社の注意事項)
・被害者の被害感情 (私は被害者なのに・・・。お見舞いの程度)
・ヤクザや右翼などの代理人としての介入-対処法
・賠償を約束する念書の作成 { 錯誤による無効
強迫による取消
・治療の打ち切り、症状固定日のチェック-主観的
・被害者が外国人 { a 永住者
b 在留・就労資格有り
c 不法就労者・在留資格のみあり } の場合の賠償基準
・物損事故においてレンタカーの提供をしたが、相方がレンタカーの返還に応じない。
→レンタカーの提供期間を明示

2 その2 被害者として

立証責任-被害者 (素人) にあり
資料あつめ-困難
加害者の資力 (任意保険に加入していない場合)
(いくつかの論点)

- (1) 鍼灸治療-治療長期化のおそれ
(2) 既往症・私病の影響-寄与率
(3) 休業損害・逸失利益 (基礎収入・期間)
a 現実の収入・自賠の定額・平均賃金・賃金センサス
b 主婦の収入
c 会社役員の役員報酬
d 自営業者の収入の証明。過少申告
e 働く意思のある無職者の逸失利益
(4) タクシーによる通院の必要性

3 争いになった場合の事実認定の大変さ

- (1) 過失割合の判定
事故の再現-速度、指示器を出した地点など当事者本人ですら正確なところはわからない。
(確認の方法)
・裁判において当事者本人を尋問する中で信憑性をみる方法
・実況見分調書もいい加減なものはあるが、客観的資料として威力あり

- ・供述調書—不起訴となった場合は取り寄せ不能
 - ⇒ (教訓)・記憶の鮮明なうちにメモをとること
 - ・現場保存、写真撮影、信号周期の確認など
- (2) 治療の必要性、因果関係 (既往症・私病の影響)

神経的な痛みなど、被害者 (患者) の主観によるもの。—治療の必要性？

(確認の方法)

 - ・早い段階から治療費打ち切り通知
 - ・交渉段階で担当医師に病状の照会、裁判において担当医師の尋問
 - ・カルテ、レントゲン写真の取り寄せ
 - ・後遺障害の等級認定
 - ⇒ (教訓)・治療状況等をまめにチェック
 - ・治療打ち切りの意思表示を明確に

- (3) 収入の立証
- 会社役員の場合・過少申告の場合
逸失利益—後遺障害等・死亡
- (確認の方法)
- ・裁判において当事者本人を尋問する中で信憑性をみる方法
 - ・平均賃金、賃金センサス
 - ⇒ (教訓)・正しい申告

4 まとめ

交通事故を起こさないのが1番であることはいうまでもないが、それは不可能。

転ばぬ先の対策として、

- ・事業者としては①従業員に対する安全運転の奨励・教育
 - ②交通事故の処理システムについて知識の習得
 - ③信頼できる保険会社 (しっかりした代理店) と時流にあった十分な補償のある保険契約
- ・一般個人も最低限、任意保険への加入は常識

第6 交通事故が発生した場合の対応 (『いまさら人に聞けない「交通事故示談」かしこいやり方』参照)

1 一般的法知識

- (1) 加害者—①民事—運転手本人 (民法709条)、雇用主 (民法715条)、車の保有者 (人身損害のみ) (自賠法3条)
- ②刑事 (不起訴・罰金・正式裁判)
 - ③行政 (免許停止、免許取消など)
- (2) 被害者—①本人、②本人死亡の場合は相続人、③物損の場合は物の所有者

2 具体的処理

(1) 運転手がすべきこと

- 事故現場—被害者の救護 安全な場所へ退避 110番 119番へ連絡
会社へ報告 「責任をもって弁償します」などの念書は書かない!
- 事故状況 (図面+説明)、警察の事情聴取等メモ (できるだけ正確に)
- 会社や保険会社の担当者と打合せの上、被害者へのお見舞い

(2) 会社がすべきこと

- 運転手から事情聴取
- 任意保険会社に事故報告
- 保険会社の担当者と打合せの上、被害者へのお見舞い

(3) 賠償の流れ (示談代行付任意保険加入の場合)

保険契約者→保険会社へ事故報告→保険会社担当者から被害者へ連絡

- 人身損害については、事故によるケガの治癒もしくは症状固定をまって最終示談の話し合い
→被害者に損害関係の資料の提出を求め、その信憑性を確認、治療・休業の必要性チェック
- 物的損害については、事故後すみやかに示談の話し合い
⇒争点が多い、過大請求であるなどの場合は速やかに弁護士に依頼
(示談代行付の保険の場合は弁護士費用も保険会社が負担する。但し、相手にも過失があり、契約者の損害を請求するための弁護士費用は自己負担)

3 交通事故損害賠償請求の法的論点あれこれ

- (1) 人損
- ①過失相殺・・・運転手からの聴き取り、警察の調べ・検事調べ時の指導の徹底
 - ②因果関係・・・交通事故によるものか、私病か？
 - ③治療の必要性
 - ④休業損害・・・過少申告の自営業者、税金の申告をしていない日雇労働者など争い多い
 - ⑤後遺障害・・・後遺障害等級（1～14級）に該当する後遺障害か？
 - ⑥逸失利益・・・後遺障害＝収入×労働能力喪失期間に対応するラップニツ係数×労働能力喪失率
死亡＝収入×就労可能年数に対応するラップニツ係数×（1－生活費控除）
中間利息控除5%妥当（H17.6.14 最高裁判決）
 - ⑦慰謝料・・・傷害（入通院）慰謝料・後遺障害慰謝料・死亡慰謝料
裁判所の認定額高額化の兆し（従前は上限3,000万円）
H15.7月東京地裁は、飲酒運転の大型トラックに追突された乗用車が炎上、女兒2人が焼死した事故について女兒1人あたり金3,400万円の死亡慰謝料を認定。（通常の1.5倍）・・・東名高速飲酒運転事故

- (2) 物損
- ⑧修理代・経済全損
 - ⑨代車料・休車損害
 - ⑩格落ち損害

(参考図書)
『ザ・交通事故』（別冊宝島編集部編・宝島社文庫）目次より
「実況見分調書を疑え！」
「交通事故の賠償の基本は金銭です！」
「カネを払ったとたん、ムチ打ちは治る？」
「できるだけ金を払わないのが原則です」
「良い示談屋、悪い示談屋」

4 二木雄策著の『交通死』（岩波新書・1997年）をどう考える？・・・資料9

- (1) 生命に値段をつけるのは悪か
- (2) 任意保険の示談代行は悪か
- (3) 弁護士に対するイメージ（正義の味方、弱者の味方）の弊害

5 『実録(?) ザ・交通事故 イン 坂和総合法律事務所』

- (1) 「だから言ったのに・・・」（欲張る乞食はもらいが少ない）
・・・判決が交渉時の提示額以下だなんて・・・。
- (2) 「大根役者じゃ金はとれません」（仮病はダメ）
・・・仮払いに応じない腹いせ(?)に、「しんどい」と床に寝ころがり
「救急車を呼んでくれ」と叫ぶ被害者。これに対して坂和弁護士は・・・。
- (3) 「冷たいのがお好き？」（突き放しのタイミング）
・・・100万より110万、110万より150万、人間の欲はつきないもの。
最終示談にあたっては一定の幅はあるが、「これ以上はNO」とはっきり言う必要あり。
- (4) 「愛は金よりも・・・」（交通事故の二次被害）
・・・愛する人が植物人間に！被害者は本人だけではなく家族らにも。離婚問題、相続問題に発展することも・・・。
- (5) 「正義は勝つ！」（クレームになんて負けません）
・・・「親会社に言うぞ」「陸運局に訴える」「弁護士会に訴えてやる」に屈してはいけません。正しい処理をしていけば問題はありません。
- (6) 「普通のネクラが一番こわい・・・？」（最近の被害者の傾向）
・・・ヤクザは意外に思い切りがいい？普通のネクラなタイプはネチネチと・・・。
- (7) 「子供じゃないんだから」（立証責任・被害者感情）
・・・損害の立証責任は被害者にあり。
- (8) 「豚もおだてりゃ・・・」（交渉力の大切さ）
・・・慰謝料には幅があるもの。こわい、きつい(?) 弁護士も人の子。うま～く交渉すれば「もう一声」もあるかも。
- (9) 「当事者は臨場感のある報告を」（正確な報告の大切さ）
・・・事故状況、交渉経緯は当事者しかわからないもの。それをいかに保険会社の担当者や弁護士に伝えるかが大切。
◎「金持ってこい。持ってこんかったら、知り合いようけおるし、夜道は気をつけや」と言われた。
×「すぐお金をもってこい」と言われた。



6 医学知識あれこれ

- (1) PTSD（外傷後ストレス障害）
- (2) 高次脳機能傷害－知的障害・認知障害、性格・人格変化
意識障害の有無とその程度、画像所見、因果関係の判定等から判断
- (3) RSD（反射性交感神経性ジストロフィー）
－交感神経の異常な反射亢進を基盤とする疼痛、腫脹、関節拘縮、皮膚変化（栄養障害）などを主徴とする病態。他に末梢循環不全、発汗異常、骨萎縮、筋萎縮、手掌腱膜炎など。

第7 事例から学ぶ事故対策

(1) 事例1

Y社の運転手Aは高速道路本線に進入する手前で小用をもよおし、手前のバス停で車を止め小用をしてから本線に進入したため、十分加速できない本線に進入したところ（時速35～43キロ）、後続車（X車）が追突。後続車の運転手死亡。

→12頁の過失相殺率の認定基準表参照

・AとY社の主張 後続車の前方不注視、速度超過が事故の原因でAは無過失だ！！

(結果)

- ①過失→一審判決は後続車に前方不注視や速度超過があっても、Aに本線に進入するについて基本的な注意義務違反ありとしてAの過失を8割と認定
(本線に入るについては本線の車の有無を確認し、進路を妨害してはならない)
- ②Aの刑事事件 一審は無罪主張するも禁錮1年2月、執行猶予3年
- ③後続車の損害としてAとY社に対して合計約1,000万円(対物限度500万円)の支払いを命じる判決言渡

(反省点)

- ①運転手の適性・事故歴・人間性のチェック、安全教育の徹底
→事故を起こしても反省の態度がない、事故状況をきいても説明できない、自分は悪くないということばかり強調する、都合の悪いことは隠す、ごまかすなど、運転手のできが悪い場合、その雇主Y社の責任も大きくなる。
→事故後の対応によって被害者の対応もかわる。
→運転手へのペナルティーの程度(あまりひどいと正しい事故状況を言わない。退職してしまって事故の処理について協力しない)
- ②Aは免許取消・失職、刑事事件の弁護人への費用負担
- ③Aと雇主Y社は後続車の対物の限度を超える損害を自己負担要→十分な保険に加入しておく。
- ④A車にも約345万円の損害発生(A車は全損。これ以上の損害)
雇主Y社からAへの求償は基本的に難しい
事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の防止もしくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において損害の賠償または求償の請求ができる(最判昭和51年7月8日 判時827号52頁)。
→この事例では1/4の限度で求償認定

(2) 事例2

高速道路でのXとYの事故の後、さらに後続車Zが衝突した死亡事故であるが、Xは事故の衝撃で事故状況について記憶なし、Yは死亡しておりXとYとの最初の事故状況が不明

→12頁の過失相殺率の認定基準表参照

(事故状況についての結論)

- ①鑑定をした結果、YがXの進路前方に車線変更して進入するについてXとの車間距離を誤り、X車に衝突し、それにあわてたYが左に急ハンドルを切り、再度X車と衝突し、Y車は横滑り状態となりガードロープ等に衝突。後続のZ車は停まっているX車に追突した後、Y車から放出されたYをZ車が轢過したとの結論(実際の事故態様は第1～7衝突までであったが、ここでは大きい衝突のみをしています)になり、裁判所もこれを採用。Xの損害の関係ではXの過失1割、YZの過失9割、Yの損害の関係ではXの過失2割、Yの過失8割と認定。

(その他争点)

- ①XもYも会社の代表者であるところ、実際の収入の立証の困難。
また役員報酬は休業損害として認定されない。
- ②一審は、Xは事故後も会社の代表者として減収はないとして逸失利益0の認定。控訴した結果、後遺障害(骨盤骨の奇形と足短縮により併合11級)により提供している労働の質も相当程度低下したとして約4,400万円認定。
→過失の立証、損害の立証は簡単ではない。
保険会社担当者、依頼した弁護士、裁判所など第三者に理解させるには詳しい資料作成、客観的な目をもつことが必要！！

(3) 事例3

被害者Xは、加害者Aの雇主であるY社の取引先にAの事故後の対応が悪いとクレームの電話を入れたり、書面を送るなどするため、YはXの言い分を認め、保険金認定額をオーバーする額を自己負担して早期解決を余儀なくされた。

(注意点)

- ①被害者Xが加害者Aの雇主Y社の弱点を知ることによって要求がエスカレートする可能性あり。
- ②被害者の要求をのんで示談する場合でもきちんと書面に残す必要あり。
→保険の限度内であっても保険で認定されないものもあり(自己負担覚悟)
- ③真実、対応が悪い場合は改めなければならないが、被害者が無茶な要求をしている場合は取引先にも事情を説明して毅然とした態度をとる必要あり。

(4) 事例4

被害者Xの怪我は左距骨開放骨折、右第三中手骨骨折。治療打ち切りの申入れにも応じず治療継続。約4年後に症状固定し、併合7級の後遺障害認定。

(注意点)

- ①保険に加入していれば、その損害が適正な額であれば保険の限度額までは保険会社が支払うが、保険を使うと保険料がアップする。したがって、保険会社のサイフなのでいくら払ってOKとタカをくくるのは大まちがい!
- ②上記事例では、カルテを取り寄せた結果、被害者Xの都合で症状固定が長引いたことが判明。
→保険会社に任せきりにせず、時期をみてお見舞いをし、被害者Xの様子を見ることも重要! 要は自分の問題だと考えることが大切。

(5) 事例5—ちょっとした油断が重大事故を呼ぶことを肝に銘じよ!

- ①ラジオの操作をして少し目を離れた間に、前方ガソリンスタンドから車道に出るため進路をふさぐ形で停止していた車両の発見が遅れ、それを避けるべく右にハンドルを切ったところちょうど対向車が来ていて、対向車の運転手は死亡、同乗の3名が重傷。
- ②常習的に飲酒のうえ車を運転していたYはその日も行きつけの店で酒を飲みながら食事し、知り合いを車に乗せて家まで送る途中で右折のため停止中の原付(X)に衝突。17歳の女子であったXは全身傷だらけで5年半も治療を余儀なくされた。Yは事故後死亡したため、XはYの相続人(妻と子)に対して損害賠償請求
- ③高速道路を走行中、道路からみえる看板を脇見したため、前方に停車している道路団体の作業車の発見が遅れ衝突。作業者は炎上し、作業のため車に載って待機していた作業員が焼死。

第8 弁護士あれこれ(『いま、法曹界がおもしろい』参照)

1 司法改革

(1) 弁護士増員

1990年までは司法試験合格者は年間約500名

1990年以降600→1000→1500→3000と増員

(2) 2006. 4月～法科大学院発足

(3) 2009. 5月までに裁判員制度施行

2 弁護士の就職難

昔 ボス弁・イソ弁、その後、パートナー弁・アソシエイト(勤務弁護士) ↔ 現在 ノキ弁(?)

3 交通事故の損害賠償の処理の難しさ

(1) シャベリ弁VS書き弁 (2) 書面書き能力+証人尋問能力 (3) 依頼者の説得力

(4) ややこしい相手方との交渉能力

4 刑事弁護人の役割は?

(1) オウム事件

(2) 光市母子殺害事件(H11.4.14 山口県光市で当時18歳の少年が主婦(23歳)と長女(生後11月)を殺害した事件)をどうみるか?

①最高裁の口頭弁論期日に被告人側弁護人(主任 安田好弘)ら全員が欠席

- ②最高裁はH18.6.20、死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情があるかどうかについて更に慎重な審理を尽くさせるため原判決を破棄し、広島高裁に差戻し
 - ③H19.5.24 広島高裁の差戻審（第一回）で弁護団21名は「殺意はなく傷害致死にとどまるべき」と主張
 - ④マスコミの総攻撃と橋下徹弁護士の「一斉に弁護人の懲戒請求をすべき」との発言
 - ⑤日弁連に脅迫状（安田弁護士を処刑する）
 - ⑥刑事弁護人の役割は？
- 5 朝鮮総連の土地・建物売却事件をどう見るか？
緒方重威元公安調査庁長官、土屋公献弁護士（元日弁連会長）の役割は？

第9 法律的なものの考え方アラカルト

- 1 証拠による事実認定
「水を入れたコップがある。ここに葉っぱを入れたら浮き、石を入れたら沈む」という言い方は正しいか？
- 2 「疑わしきは罰せず」の考え方とオウム事件
- 3 「少年法の理念」と近時の少年による凶悪犯罪
- 4 刑法の条文は「勧告」にすぎない？・・・資料10
- 5 陪審制と裁判員制度・・・資料11
(1) 市民の義務 市民から選ばれた陪審員・裁判員（裁判員は無作為に抽出された6名の素人）
(2) 法廷での証拠のみに基づいて判断
(3) 職業裁判官との優劣
- 6 被害者参加制度
- 7 損害賠償命令制度

第10 コンプライアンスとコーポレートガバナンス（『実務企業統治・コンプライアンス講義』参照）

- 1 今、注目のコンプライアンスは？
飲酒運転「業務外でも懲戒解雇」（日本経済新聞06（平成18）年10月16日）・・・資料12
⇒ 法令順守に企業躍起
⇒ 法的な課題指摘する声あり → ・社員の私生活に過剰介入
・他の社内処分と公平保て
- 2 コンプライアンスとは
(1) コンプライアンスとは？ = 企業の社会的責任（CSR）の一貫
形式的な「法令遵守」から「①法令や社会規範の遵守、②倫理的で誠実な企業の活動、③そのための企業内における体制の整備」というより広い概念に。
⇒ 定義「いわゆる法令遵守はもとより、社会の構成員としての企業人、社会人として求められる価値観・倫理観によって誠実に行動すること、それを通して構成かつ適切な経営を実現し、市民社会との調和をはかり、企業を創造的に発展させていくこと」
- (2) コンプライアンスの必要性（同書35頁）
 - ① 企業不祥事の多発——粉飾決算、インサイダー取引、総会屋利益供与、不当表示、リコール隠し、欠陥商品
 - ② 企業行動に対する社会意識の変化
 - ③ 企業における危険意識の増大
 - ④ 社会的責任を果たす企業に対する評価の向上
 - ⑤ 行政等による事前規制の見直し
- 3 コーポレートガバナンスとは（同書7頁）
 - (1) その意義
コーポレートガバナンス（企業統治）とは「株主が経営者の行動を規律すること」
 - (2) コーポレートガバナンスをめぐる論点
 - ①経営者支配と株主利益の保護 —— 所有と経営の分離、株主VS経営者
 - ②米国におけるコーポレートガバナンス論 —— 経営者支配への反省
— CEO、COO、CFO
 - ③ 企業不祥事の防止という視点
 - ④企業の収益性・競争力の強化という視点
——日本におけるコーポレートガバナンス論
- 4 企業・自治体の不祥事とコンプライアンス
 - (1) 企業・自治体の不祥事
 - ①大和銀行代表訴訟事件判決（2000年6月）
 - ②雪印食品、BSE対策事業で輸入肉を国産と偽装して申請（2002年2月）
 - ③西武鉄道、総会屋に対する利益供与事件（2004年3月）

- ④三菱ふそう、車輪脱落事故を契機に大型車の欠陥隠し問題が発覚(2004年5月)
- ⑤カネボウ、旧役人による粉飾決算や不正な裏金捻出等を公表(中央青山監査法人)(2004年10月)
- ⑥松下電器、石油温風機事故(2005年11月)
- ⑦ライブドア事件(港陽監査法人)(2006年1月)
- ⑧村上ファンド事件(2006年6月)

c f. エンロン事件と企業改革法(アメリカ)

- ①粉飾決算
- ②幹部が不正に関与し多額の利益
- ③監査法人も司法妨害で有罪
- ①会計監査人が監査とコンサル業務を兼ねることを禁止
- ②証券取引委員会への定期報告資料にCEO、CFOの宣誓
- ③罰則の強化(最長20年)

⑨ミートホープ社牛肉ミンチ偽装事件

(2) 不祥事はなぜ起こるのか(同書38頁)

- ①企業人の意識の閉鎖性
- ②日本的経営システムの限界
- ③トップマネジメントの指導力不足
- ④法律解釈の変遷
- ⑤自由で透明な市場に対する国民の渴望

(3) 防止策(同書44頁)

- ①意識改革の必要性
- ②隠蔽体質の除去
- ③原因の究明と再発防止への努力
- ④管理・監視体制の整備
- ⑤開かれた組織の必要性

(4) コンプライアンスをめぐる現在の状況(同書49頁)

- ①企業を見る社会の眼は厳しさを増している
- ②ステークホルダー(利害関係者)と企業との関係も変化している
- ③企業にとってのコンプライアンス上のリスクは著しく増大している

5 CSRとは(『現代法律実務の諸問題 平成17年度研修版』1073頁)

(1) 今のトレンドはCSR?

CSR (Corporate Social Responsibility) = 企業の社会的責任

(2) コンプライアンスの三種の神器

- ① コンプライアンスマニュアル
 - ② コンプライアンスオフィサー(責任者)
 - ③ コンプライアンスホットライン(通報体制)
- をセットして完了・・・。

⇒ それだけでは「仏つくって魂いれず」

(3) CSRはコンプライアンスをきちんとしたうえでの次のテーマ(その逆はありえない)

(4) ステークホルダーの拡大、グローバル化

ステークホルダーとは、株主、投資家、従業員、取引先、顧客など企業と利害関係を有する者の総称

⇒ さらに「地域」や「社会」も広い意味でのステークホルダーに含まれる。

6 改正会社法の理解は?内部統制の構築は?

(1) 「わかりやすく」の目的は達成できているの?

(2) 会計監査のインチキ防止や耐震強度偽装の防止のための二重・三重チェックの効用は?

(3) 内部統制システム構築の効用は?

(4) 企業経営者の責任は重大

7 映画に見る企業のあり方、不祥事

(1) 『金融腐敗列島・呪縛』(99年・日本)・・・資料13

野村証券大口顧客への損失補填 インサイダー取引、反社会的勢力(総会屋)との不明朗取引

(2) 『CEO(最高経営責任者)』(02年・中国)・・・資料14

(3) 『県庁の星』(05年・日本)・・・資料15

(4) 『燃ゆるとき』(06年・日本)・・・資料16

(5) 『不撓不屈』(06年・日本)・・・資料17・18

(6) 『エンロン』(05年・アメリカ)

8 専門家の責任

(1) 建築士 —— 姉齒元一級建築士による耐震強度偽装問題(2005年11月)

(2) 公認会計士 —— 会計監査、粉飾決算

——中央青山監査法人(カネボウ)、港陽監査法人(ライブドア)

(3) 税理士 —— 税務申告

(4) 弁護士 —— ①増員による質の低下、②裁判員制度 — 陪審コンサルタント

(5) 不動産鑑定士

9 マスコミの責任と国策捜査、そして国民の成熟度

(1) 出る杭は打たれる?

西村真悟議員、ライブドア、村上ファンド、オリックス、竹中平蔵・・・etc.

- (2) 叩いて自己満足? — マスコミのスタンス (週刊誌的自己満足)
- (3) 国策捜査ってあるの?
- (4) 内部告発 (タレコミ)、目安箱と日本人は?
- (5) 「罪なき者だけ石を投げよ」の思想は? (キリスト)
- (6) 企業の「自主的な問題点発表」と「隠していた不祥事の発覚」を明確に峻別する必要あり

第 11 交通事故と映画一坂和流ピックアップあれこれ

- 1 ヤクザ対策・・・『ミンボーの女』
- 2 交渉力・・・『交渉人』(98年)、『プルーフ・オブ・ライフ』(00年)、
『ホステージ』(05年)『交渉人真下正義』(05年)、
- 3 交通事故による人生の転換・・・『21グラム』(03年)、『クライモリ』(03年)、『シービスケット』(03年)、『忘れえぬ想い』(03年)、『50回目のファーストキス』(04年)、
『四月の雪』(05年)、『サッド・ムービー』(05年)、『連理の枝』(06年)、『絶対の愛』
(06年)、『幸福な食卓』(07年)、『天国は待ってくれる』(07年)
- 4 保険金請求・・・『疑惑』(82年)、『黒い家』(99年)
- 5 専門家の条件
税理士・・・『不撓不屈』(06年)
企業戦士・・・『金融腐蝕列島・呪縛』(99年)、『CEO (最高経営責任者)』(02年)、
『燃ゆるとき』(06年)
cf 『運び屋』・・・『トランスポーター』(02年)『トランスポーター2』(05年)
ルール①契約厳守、ルール②名前は聞かない、ルール③依頼品は開けない
- 6 裁判の面白さ・裁判員・陪審員・・・『それでもボクはやってない』(06年)、『十二人の怒れる男』(57年)、『12人のやさしい日本人』(91年)、『ニューオーリンズ・トライアル』
(03年)、『ワイルドシングス』(98年)、『ザ・ファーム 法律事務所』(93年)

第 12 映画『0からの風』に注目

朝日新聞 2007 (平成 19) 年 6 月 26 日 (火) より

最初に、約2年をかけた、全国で巡回上映する予定、大阪での一般公開は今回が初めてという。鈴木さんは、犯罪や事故などで運命に命を奪われた若者の遺族たちが、遺族の人権や命の重みを訴える「生命のメッセージ展」の代表を務め、全国で展示会を開いている。映画はインフォメーションだが、そのエピソードも。

また「生命のメッセージ展」が7月14、17日、大阪・南港のACTのI館で開かれる。午前10時から午後4時、17日は午後3時まで。無料。問い合わせは共催の朝日放送事業部(08-6451-8333)の「03」へ。32337-7004(大阪)

ACTのITM棟2階

「危険運転」で息子を殺された母を描く



会見する鈴木共子さん(右)と、塩屋俊監督(大阪府中央区)

「若い人に見て欲しい」

映画『0からの風』30日から「なんば」で

飲酒・無免許の運転手の車にはなれ、大卒に入ったばかりの母を亡くした母を描いた映画『0からの風』で、主人公のモデルとなった鈴木共子さん(68)と塩屋俊監督(60)らが大阪市内で記者会見をした。映画は30日からなんばパークスシネマ(大阪市浪速区)で公開される。鈴木さんは「車は一つ間違えば取り返しのないことを起こす。特にこれから免許をとる若い人に見て欲しい」と訴えた。

命の重み訴える特別展も 来月14~17日 大阪・南港

罪状は業務上過失致死罪など。2人死亡の交通事故を起して適用された、同罪の最重刑は懲役5年。この事実を知り得てきた鈴木さんは、映画化を求め、約7万人の署名を法務大臣に提出、01年の危険運転致死罪の成立につながった。

その後、鈴木さんは息子の人生の代わりを生きていく旨を頼み、大阪府警が映画化を企画。約4年の撮影・製作期間を経て完成した。今年6月の東京・早稲田での公開を

上映スケジュール

- 滋賀 G-NET しが大ホール (近江八幡市) (H19.10.20)
 - 大阪 ムーブ21 (守口市) (H19.9.23~9.24)
 - 兵庫 新神戸オリエンタル劇場 (中央区北野町) (H19.9.8~9.9)
- その他の地域等は下記ホームページを参照して下さい。

<http://www.zero-karano-kaze.com/contents/intro.php>

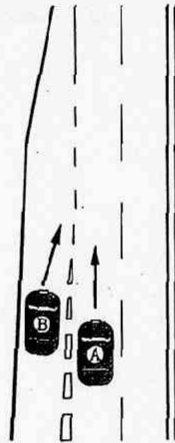
第7 事例1 参考

高速道路での合流地点における事故

事例2 参考

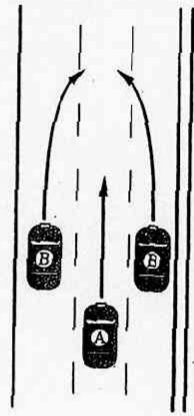
高速道路での進路変更に伴う事故

① 本線車
② 合流車



[255]

① 後続直進車
② 進路変更車



[259]

| 基 本 | | ① 30 : ② 70 |
|------------------|----------------|-------------|
| 修 正 要 素 | ① 進入路手前進入 ① | - 10 |
| | ②の著しい過失又は重過失 ② | - 10~20 |
| | ①速度違反 ③ | + 10~20 |
| | ①急加速 ④ | + 10~20 |
| | ①の著しい過失又は重過失 | + 10~20 |

① 本線車道に流入しようとする自動車は、加速車線が設けられている場合には、その加速車線を通行しなければならないとされているところ（法75条の7第1項）、加速車線をどの程度の距離通行すべきかについては規定がないので、必ずしも全距離を通行する必要はないが、加速車線を設けた趣旨に合致する程度の距離の通行は必要であると考えられる。したがって、本線車道を走行する①としては、②が加速車線を相当程度の距離走行してから本線に進入することを前提として運転するのが通常であろうから、②が加速車線を十分な距離走行しないまま本線に進入することを予測することが困難である（全訂3版の説明を改める。）。

② ②に軽度の落度があることは基本割合に含めて考慮してあるが、それ以上に不適切な合流方法によって本線車道に進入した場合等には、②に著しい過失又は重過失があったものとして修正を行うべきである。

不適切な合流方法の内容としては、②が①よりも20km以上遅い速度で本線車道に入った場合等を挙げることができる。なお、全訂3版においては、①と②の車間距離が50m以下しかないのに②が①の前に進入できると考えて合流を敢行した場合も不適切な合流方法の例としていたが、本類型の事故は②が①との車間距離が短いにもかかわらず本線車道に進入するために発生することが多く、極端に車間距離が短い場合はともかく、50m程度の車間距離があれば修正要素とすることは妥当ではないと考えられることから、例示から削除した。

③ ①に速度違反がある場合には、②が本線車道へ合流するに際しその時機を的確に判断することが困難となる。そこで、①に速度違反がある場合には、20km以上40km未満の場合につき10%を、40km以上の場合につき20%を、それぞれ加算することを目安として、この範囲で修正を加える。

④ ①が合流しようとする②を認めながら、②の合流前に合流地点を通過できるものと判断して加速することはよくあることであるが、合流直前に①が無理な急加速をした場合には、②においてもそのような事態まで予測するのは困難であるから、その態様に依じて10~20%の範囲で加算修正する。

| 基 本 | | ① 30 : ② 70 |
|-----------------------|--------------|-------------|
| 修 正 要 素 ③ | ②合図なし又は合図遅れ | - 10 |
| | ①初心者マーク等 | - 10 |
| | 進路変更禁止区間 | - 10 |
| | ②の著しい過失又は重過失 | - 10~20 |
| | ①速度違反 ② | + 10~20 |
| | 分岐点・出入口付近 | + 10 |
| | ①ゼブラゾーン走行 | + 20 |
| ①の著しい過失又は重過失 | + 10~20 | |

① 追越車線から走行車線への進路変更の場合及び片側三車線の道路で走行車線から走行車線に進路変更する場合に関するものである。
② この態様では、[258]と異なり、変更先の車線を走行する車両が特に高速である事情は認められないので、速度違反についても厳格に考慮すべきである。
③ その他の修正要素の意味・内容については [259] の注を参照。